



# 75歳以上の方の医療保険「後期高齢者医療保険」

問合せ 市民課高齢医療・年金係 140

## 保険料の使い道

皆さんの保険料は医療給付費の支払いに充てられています。また、保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一です。

### ■医療給付費の内訳

【収入】	【支出】
皆さんからの保険料 (約1割)	医療給付費10被自を (医療給付費の負担額)
公費 (約5割)	現役世代からの支援金 (約4割)

## 保険料の決め方

年間の保険料は均等割額と所得割額の合計です。

○均等割額：一人ひとりが均等に負担する額のことです。1人あたり4万4100円です。

○所得割額：被保険者の前年の所得によって変わってきます。賦課のもととなる所得金額(※1)×8・72%で計算されます。

○保険料額(年額)の限度額：64万円で100円未満は切捨てです。

●令和元年度からの変更点  
均等割額：800円増  
所得割額：0・08ポイント減

※1 賦課のもととなる所得金額  
前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

## 保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を行っています。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

### ①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

### ●令和元年度からの変更点

年金生活者支援給付金の支給などに合わせて、右表(※2※3)の軽減割合が次のように見直されました。

- ※2 令和元年度8割→7割
- ※3 令和元年度8・5割→7・75割

### ■均等割額の軽減

総所得金額等の合計	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下、かつ、その他の所得がない	7割 (※2)
33万円以下で上記7割軽減の基準に該当しない	7.75割 (※3)
33万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

### ③被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は次のとおり各軽減が受けられます。

賦課のもととなる所得金額	所得割額の軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

○均等割額：加入から2年を経過する月まで5割軽減

○所得割額：当面の間かかりません。

※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

## 令和2年度分の年間保険料

7月中旬に保険料決定通知書の発送を予定しています。通知が届いたら、内容を確認してください。

## 令和2年度分の簡易申告書の発送

令和2年度分の住民税(市民税・都民税)の申告が出ていない方(被保険者および世帯主)に、「後期高齢者医療簡易申告書」を送付します。これは後期高齢者医療保険にのみ使用する申告書です。届いた方は内容を確認の上、早めに提出してください。

問合せ 制度について：広域連合お問合せセンター ☎0570-0861-519 (IP電話、PHSは☎03-3222-4496) (土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)  
FAX 0570-0861-075 / 個別の相談・個人情報を含むこと：羽村市市民課高齢医療・年金係 140



## 国民年金に関するお知らせ

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428-3013410 / 羽村市市民課高齢医療・年金係 140

### 令和2年度の国民年金保険料

令和2年度の国民年金保険料は、前年度より130円引き上げとなり、4月分から月額1万6540円となります。納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。納付忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけではなく、年金を受けられなくなる場合があります。納付書を確認し、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで期限内に納めてください。なお、口座振替での納付は便利で割引制度もあります。口座振替を利用する場合は、希望する金融機関または郵便局で手続きをしてください。クレジットカード納付については、青梅年金事務所にお問い合わせください。

### 国民年金保険料の免除・納付猶予申請

国民年金には、所得が一定額以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります(学生の方は、学生納付特例制度を利用してください)。

### 【申請できる期間】

- 過去期間：申請月から2年1か月前まで  
※すでに保険料が納付済の月を除きます。
  - 将来期間：直近の6月分まで
- 申請方法 市役所または年金事務所の窓口へ  
持ち物 年金手帳・印鑑(代理人が申請する場合)

※退職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせください。

### 学生納付特例制度

大学・専修学校などに在学中の方で、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難なとき、在学中の保険料を猶予する制度です。

### 【申請できる期間】

- 過去期間：申請月から2年1か月前まで
  - 将来期間：申請年度末まで
- ※すでに保険料が納付済の月を除きます。

### 申請方法

前年度の申請に基づき、令和2年度の在学が確認できた方：日本年金機構から学生納付特例の継続申請確認通知が送付されます。令和2年度も継続して申請する場合は、同封のがきが必要事項を記入して日本年金機構に返送してください。

継続申請確認通知が送付されなかった方および初めて申請する方：市役所または年金事務所まで申請してください。

持ち物 年金手帳、学生証または在学証明書など(学生である事が証明できるもの)、印鑑(代理人が申請する場合)